

令和3年度(集合住宅共用部分)

豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内③

豊島区では、地球環境の保全を目的とし、地球温暖化の進行に影響の大きいCO₂削減に配慮した、住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等を導入する方に対し、設置にかかる費用の一部を助成します。

助成対象となるもの

◆住宅用太陽光発電システム

◆LED照明器具

(対象機器の要件は次頁参照)



助成金交付申請受付期間

令和3年4月1日～

令和4年1月31日(必着)

※期間内であっても予算の範囲を
超えた時点で受付終了

※受付状況は
豊島区ホームページに掲載



スマートフォンからは2次元コードをご利用ください

助成要件

以下全ての要件に該当する区内に居住又は居住予定の個人又は管理組合等が対象です。

◇豊島区内に賃貸集合住宅を所有又は所有しようとする個人もしくは区内の分譲集合住宅の管理組合等で、機器を購入設置する方

◇集合住宅共用部分で使用するために、新たに対象機器を設置すること

◇導入する設備の設置工事の契約者であり、領収書の名義人であること

◇機器設置工事開始前に助成金の交付申請を行い、交付決定後に機器設置工事を開始すること

◇設置する機器が未使用のものであること(中古品及びリース等の設置は、助成対象外)

◇同一年度内に同じ助成対象機器で助成を受けていないこと

(助成申請は、同一年度内において助成対象機器ごとに一回限り)

◇太陽光発電システムを設置する場合は、申請者が電力受給契約者であること

◇令和4年3月15日(必着)までに機器設置工事に係る完了報告書類を提出すること

助成金申請にあたっての注意

◇必ず、対象機器の着工前に交付申請書の提出が必要です。

工事途中並びに工事終了後の申請は認められませんのでご注意ください。

◇申請後に機器の変更等がある場合は、着工前に設置機器等変更届の提出が必要です。

届出なく工事や設置等を開始した場合、助成金の支払いができなくなります。

◇この申請に係る書類に押印する印鑑は、全て同じものをお使いください。

また、スタンプ印は使用しないでください。

◇申請書類等に記入する際は、鉛筆・修正液・消せるボールペン等を使用しないでください。

◇申請時、完了報告時に添付する写真はカラーで鮮明なものをお願いします。印刷が粗いものやかすれているものなどでは状況が確認できないため受付できないことがあります。

SDGsの実現に向け、経済・社会・環境の3つの側面の
バランスがとれた社会を目指します。

SDGs未来都市豊島区

TOSHIMA
International City
of Arts & CultureSUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

助成対象機器の要件及び助成金額

助成対象機器	助成対象機器の要件	助成金額
集合住宅共用部分用 太陽光発電システム	① 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE - PV - FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの ② 太陽電池モジュールの最大出力合計が1kW以上10kW未満であるもの ③ 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること <small>※完了報告時に確認する電力受給契約の出力によって、決定になります。そのため、申請時の助成額より減額となる場合もあります。</small>	出力1kW あたり2万円 (上限8万円) ※算定基準となる出力については 下記備考⑤参照
集合住宅共用部分用 LED照明器具	① 機器の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること。（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用するものは除く） 直管形LED照明器具の場合は、日本照明工業会規格（JEL規格）においてJEL801、JEL802、JEL803規格に対応しているもの。（下記備考⑨参照） ② 工事を伴い、既設照明器具の交換をすること。 ※LED照明器具からLED照明器具への交換、既設照明器具にそのままLEDランプを装着、器具の一部改造（バイパス工事等）などは対象外	機器設置費用の5分の1 (上限20万円) ※機器設置費用については 下記備考⑥参照

《備考》

- ① 設置する機器は、未使用のものに限る。
- ② 本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能とする。
- ③ 助成金額については、1,000円未満の端数は切捨てとする。
- ④ 太陽光発電システムの出力の値はキロワット(kW)を単位とし、小数点以下第2位を切捨てとする。
- ⑤ 助成金額の算定基準となる出力は、太陽電池モジュールの最大出力合計とインバータ出力のいずれか低い方とする。
- ⑥ 「機器設置費用」とは、「器具費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする。
 - ・器具費 → LED照明器具本体及びその設置に必要な関連部材の購入費
 - ・設置費用 → 工事に係る人件費、器具の運搬費、既存の照明の処分費等
 設置費用が器具費を超えた場合には、設置費用は器具費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする。
- ※助成対象経費に含まないもの
 - ・「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの
 - ・LED照明器具に直接必要ない付属品及びそれに係る工事費等
- ⑦ 助成対象になるLED照明器具の数は、交換する既存の蛍光灯照明等の数と同数までとする。
- ⑧ 助成対象になる非常灯及び誘導灯のLED照明器具は、常時点灯型とする。
- ⑨ 直管形LED照明器具の日本照明工業会規格(JEL規格)について

現在、従来の蛍光灯と口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類の「直管形LEDランプ」が国内外の多くの事業者より販売されていますが、これらの直管形LEDランプと既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生しています。

日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形LEDランプシステムの規格として、JEL801「L形ピン口金GX16t-5付直管形LEDランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金R4付直管形LEDランプシステム」及びJEL803「GZ16口金付制御装置内蔵型直管LEDランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。このJEL801、JEL802及びJEL803規格に対応した照明器具は、従来の蛍光灯と物理的又は電氣的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

(グリーン購入の調達者の手引き(環境省平成30年2月)より抜粋)

◆本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能です。

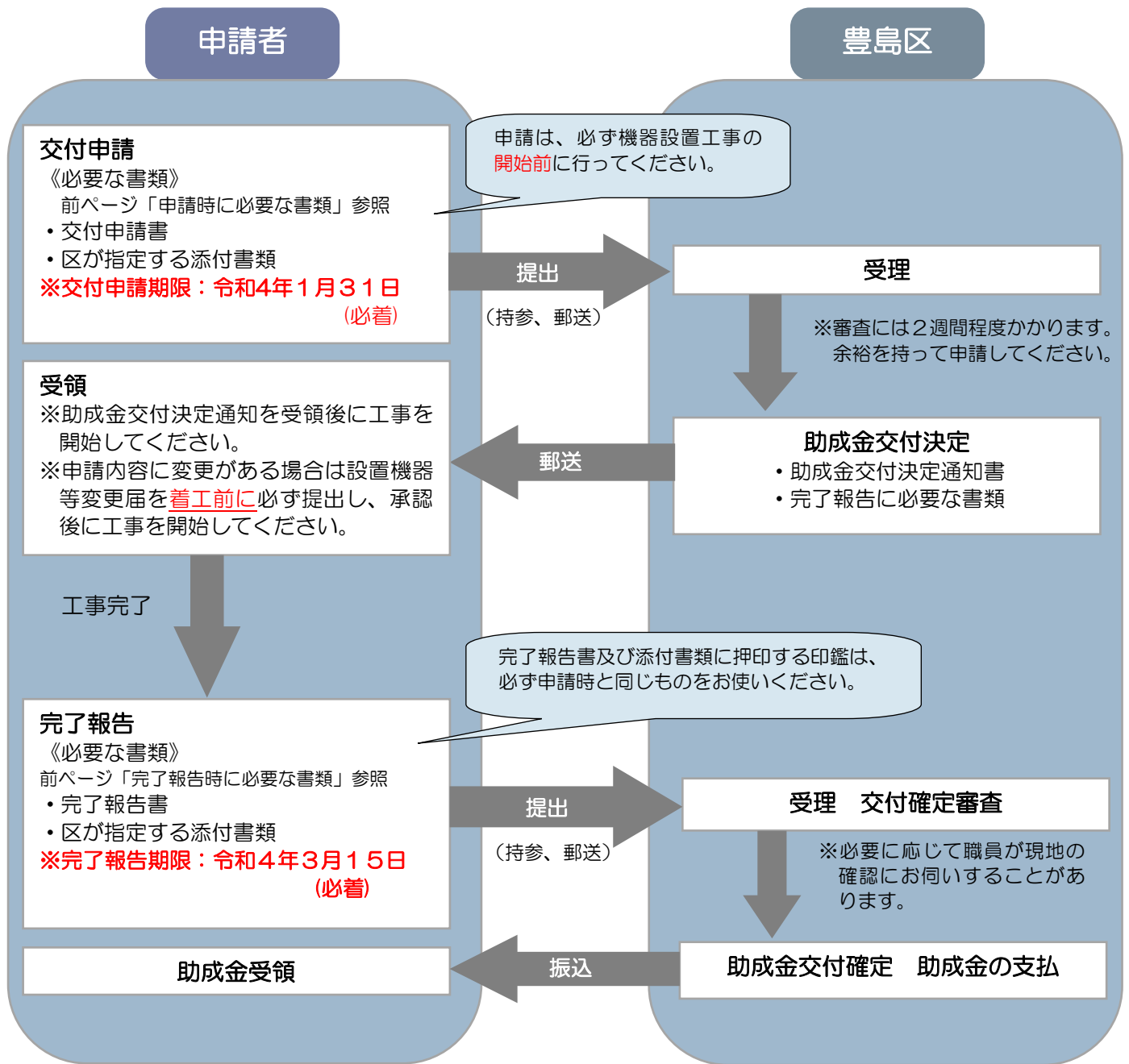
申請時に必要な書類

共通		HPからダウンロード可
1	助成金交付申請書	○
2	機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し（内訳・明細がわかるもの）	
3	機器が助成対象要件を満たすことが確認できるパンフレット等	
太陽光発電システムの設置については以下のもの		
<ul style="list-style-type: none"> モジュールの配置計画図面 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE - PV - FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類（外国語の場合、要和訳） 		
LED照明器具の設置については以下のもの		
<ul style="list-style-type: none"> 設置工事図面（設置機器、設置場所、箇所数が確認できるもの） 着工前の現況写真（設置予定箇所が<u>全て確認</u>でき、設置工事図面と照合ができるもの。同じ形状のフロアは省略可。） 		
個人が所有する賃貸集合住宅の場合については以下のもの		
<ul style="list-style-type: none"> 発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本（全部事項証明書又は現在事項証明書） 申請者以外にも建物所有者（共有名義等）がいる場合は、当該建物に機器を設置することについての所有者全員の同意書 		
分譲集合住宅の管理組合等の場合については以下のもの		
<ul style="list-style-type: none"> 管理組合の規約の写し 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの 		
その他		
<ul style="list-style-type: none"> 区長が必要と認める書類 		

完了報告時に必要な書類

共通		HPからダウンロード可
1	完了報告書	○
2	区指定の口座振替依頼書	○
3	機器の設置に係る「領収書の写し」と「領収金額の内訳がわかるもの」（あて名が申請者名（管理組合名）であること）	
<p style="text-align: center;">} 交付決定通知と一緒に申請者あてに送付します</p>		
太陽光発電システムの設置については以下のもの		
<ul style="list-style-type: none"> 全てのモジュールが確認できる写真（モジュールの枚数が数えられるもの） 電力会社と電力受給契約をしたことと、出力の値がわかるもの（「電力受給契約申込書のお客様控え」「接続契約のご案内」等の写し） 		
LED照明器具の設置については以下のもの		
<ul style="list-style-type: none"> 設置工事図面（設置機器、設置場所、箇所数が確認できるもの） 設置後の写真（設置箇所が<u>全て確認</u>でき、設置工事図面と照合ができるもの。同じ形状のフロアは省略可。） 		
その他		
<ul style="list-style-type: none"> 区長が必要と認める書類 		

申請から助成金交付までのながれ



助成金の交付は完了報告書類の提出時期により異なります

	完了報告書の提出時期	助成金支払い予定時期
1回目	令和3年4月1日～10月1日到着分	令和3年11月中旬
2回目	令和3年10月2日～令和4年1月4日到着分	令和4年2月中旬
3回目	令和4年1月5日～3月15日到着分	令和4年4月下旬

(注意) 交付決定を受けていても、**令和4年3月15日(必着)**までに完了報告書類の提出がない、もしくは住民票の異動がされない場合、助成金は交付されません。

【申請・問い合わせ先】

豊島区 環境清掃部 環境政策課 事業グループ
 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階
 電話：03-3981-2771 FAX：03-3980-5134

豊島区は
 COOL CHOICEに
 賛同しています



助成制度についての情報は、豊島区ホームページ（ホーム>まちづくり・環境・産業>自然・エネルギー>エコ住宅支援）に掲載しています。